

薬事法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二（第六十四条関係）</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 五―アミノ―七―ヒドロキシ―トリアゾロピリミジン （別名八―アザグアニン）及びその製剤</p> <p>十 (二R・三R・三a S・七R・八a S・九S・一〇a R・一一S・一二R・一三a R・一三b S・一五S・一八S・二一S・二四S・二六R・二八R・二九a S)― 二―〔(二S)―三―アミノ―二―ヒドロキシプロピル ―三―メトキシ―二六―メチル―二〇・二七―ジメチ リデンヘキサコサヒドロー―一・一五…一八・二一…二 四・二八―トリエポキシ―七・九―エタノ―一二・一五 ―メタノ―九H・一五H―フロ〔三・二―i〕フロ〔二 ・三…五・六〕ピラノ〔四・三―b〕〔一・四〕ジオキ</p>	<p>別表第二（第六十四条関係）</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 五―アミノ―七―ヒドロキシ―トリアゾロピリミジン （別名八―アザグアニン）及びその製剤</p> <p>（新設）</p>

サシクロペンタコシン―五(四H)―オン(別名エリブリン)、その塩類及びそれらの製剤

十一 四―アミノ―β―D―アラビノフラノシル
―二(一H)―ピリミジノン 五―(ナトリウム オク
タデシル ホスファート) (別名シタラビン オクホス
ファート) 及びその製剤

十二〜百十三 (略)

十一 四―アミノ―β―D―アラビノフラノシル―
二(一H)―ピリミジノン 五―(ナトリウム オクタ
デシル ホスファート) (別名シタラビン オクホスフ
アート) 及びその製剤

十一〜百十二 (略)